

建設技第840号
平成23年 3月31日

県土づくり本部内各課長 様
県土づくり本部内各現地機関の長 様

佐賀県 県土づくり本部
建設・技術課長

「請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」の改定について（通知）

設計変更について、業務の簡素化及び統一を図るため、別添のとおり県土づくり本部の取扱要領を改定しましたので、下記により適切に運用してください。

なお、平成17年10月14日付け建設技第010205号は廃止します。

記

1 改定要領

「請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」

2 適用時期

この取扱は、平成23年4月1日以降に「契約事務の事前承認伺いが決裁された工事または委託」に適用する

担当：建設・技術課 技術管理担当 内2743・2744

請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領

(目的)

◇この要領は、設計変更に伴い契約変更の取扱いに関する必要な事項を定めることにより、設計変更の合理化・請負契約の迅速かつ双務性の維持等を図ろうとするものである。

(定義)

◇設計変更とは、佐賀県建設工事請負契約約款第18、19、20条の規定及び業務委託契約約款第6条により図面又は仕様書（仕様書を兼ねた金抜設計書）を変更する必要がある場合、契約変更手続き前に当該変更の内容をあらかじめ請負人及び受託者に通知（指示）すること。

[1] (契約変更の範囲)

- 1 一式工事については、請負者に図面、仕様書また現場説明（入札前）において設計条件又は、施工方法を明示したものについては変更の対象とするが、条件明示していない（任意施工）一式工事は、原則として変更の対象としない。
- 2 現に施工中の工事と分離して施工することが、著しく困難である場合を除き、変更見込額が、請負金額の3割を超える工事は、原則として別途契約する。

[2] (変更に係る協議及び指示)

◇請負工事及び委託業務において、金額の大きな増工、廃工、手戻り、重大な工法の変更や隣接しない工区を追加する場合などの設計変更が生じた都度、監督員は、所長と協議し、その結果により変更指示を行うことを原則とする。

なお、本庁と協議を要するものについては、変更協議の承認を受けて変更指示を行うこと。

- 1 金額の大きな変更が生じた都度、所長は変更内容を把握すること。
- 2 金額の大きな増工、廃工、手戻りなどは、所長、副所長、課長（最上位監督員が主任監督の場合）との協議結果を踏まえ、監督員が工事打合簿（指示）に決裁し、請負者及び受託者に変更指示を行う。
- 3 監督員は、その変更内容が予算の範囲内で処置できることを確認したうえ、工事打合簿（指示）に図面及び仕様書等を添付して請負者及び受託者に指示する。
- 4 変更指示を行ったときは、請負者及び受託者より工事打合簿（承諾）を提出させる。

[3] (出来高払いの取扱)

出来高設計の算定において、変更に係るものについては以下のとおりとする。

- ①数量が増となる場合は、「元設計契約数量」が対象となる。
- ②数量が減となる場合は、「変更指示数量」が対象となる。
- ③単価が増となる場合は、「元設計単価」が対象となる。
- ④単価が減となる場合は、対象としない。
- ⑤新しく追加又は廃止されるものは、対象としない。

※出来高申請に際し、工事打合簿（変更指示）により設計変更契約が予定されているものは工事打合簿の写しを添付すること。

[4] (請負者及び受託者に対する周知)

工事を発注するにあたり、入札参加者、又は随意契約による場合の契約者に対し、変更に関する取扱いについて十分周知させておくこと。

○変更請負額及び変更委託料の積算方法

(1) 請負工事の設計変更に伴う変更請負額は、以下の方法で算出することとする。

当初及び変更積算額（工事価格）は土木・農業土木は万円止め未満切り捨て、森林土木は千円止め未満切り捨てとする。

変更請負工事価格（B 1～B 3）は千円止め未満切り捨てとする。

1. 第1回変更

$$\text{変更請負工事価格 B 1} = \frac{\text{当初請負額 B (税込)}}{\text{当初積算額 A (税込)}} \times \text{第 1 回変更積算額 A 1 (工事価格)}$$

$$\text{第 1 回変更請負額 B 1'} = \text{変更請負工事価格 B 1 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

2. 第2回変更

$$\text{変更請負工事価格 B 2} = \frac{\text{第 1 回変更請負額 B 1' (税込)}}{\text{第 1 回変更積算額 A 1' (税込)}} \times \text{第 2 回変更積算額 A 2 (工事価格)}$$

$$\text{第 2 回変更請負額 B 2'} = \text{変更請負工事価格 B 2 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

3. 第3回変更

$$\text{変更請負工事価格 B 3} = \frac{\text{第 2 回変更請負額 B 2' (税込)}}{\text{第 2 回変更積算額 A 2' (税込)}} \times \text{第 3 回変更積算額 A 3 (工事価格)}$$

$$\text{第 2 回変更請負額 B 3'} = \text{変更請負工事価格 B 3 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

○近接工事の諸経費調整変更設計（別途取扱要領参照）

$$\text{変更請負工事価格 B 1} = \frac{\text{当初請負額 B (税込)}}{\text{当初積算額 A (税込)}} \times \text{第 1 回変更積算額 A 1 (工事価格)}$$

$$\text{第 1 回変更請負額 B 1'} = \text{変更請負工事価格 B 1 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

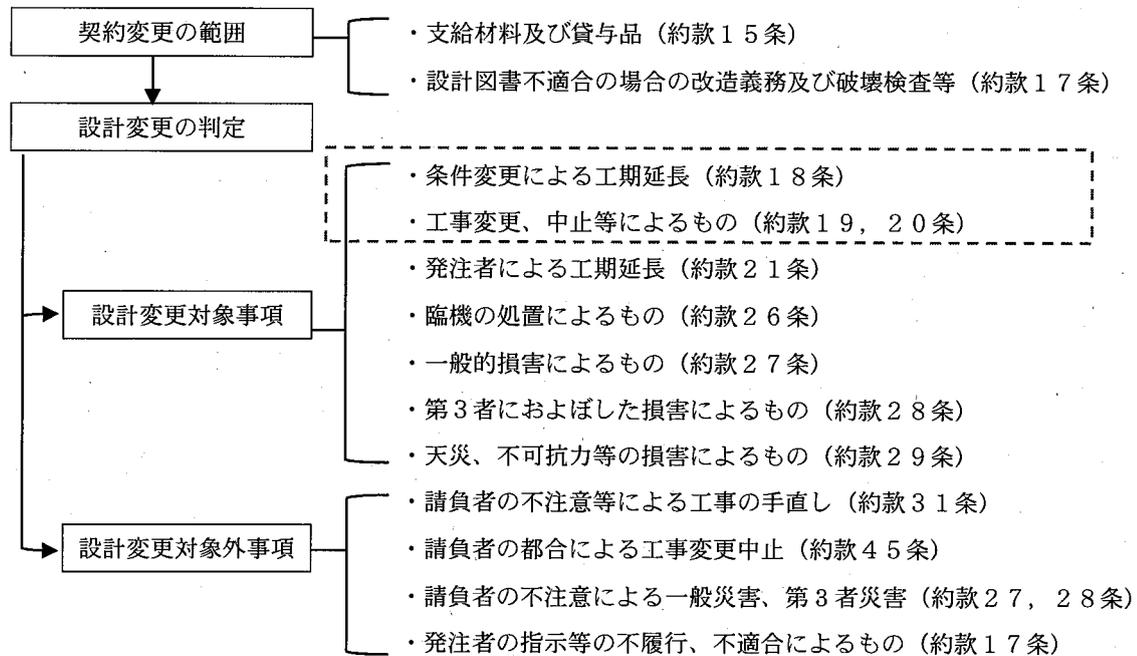
(2) 測量・調査・設計委託業務の設計変更に伴う変更委託料は、上記請負工事と同じ方法で算出することとする。

当初及び変更積算額（業務価格）は土木・農業土木は万円止め未満切り捨て、森林土木は千円止め未満切り捨てとする。

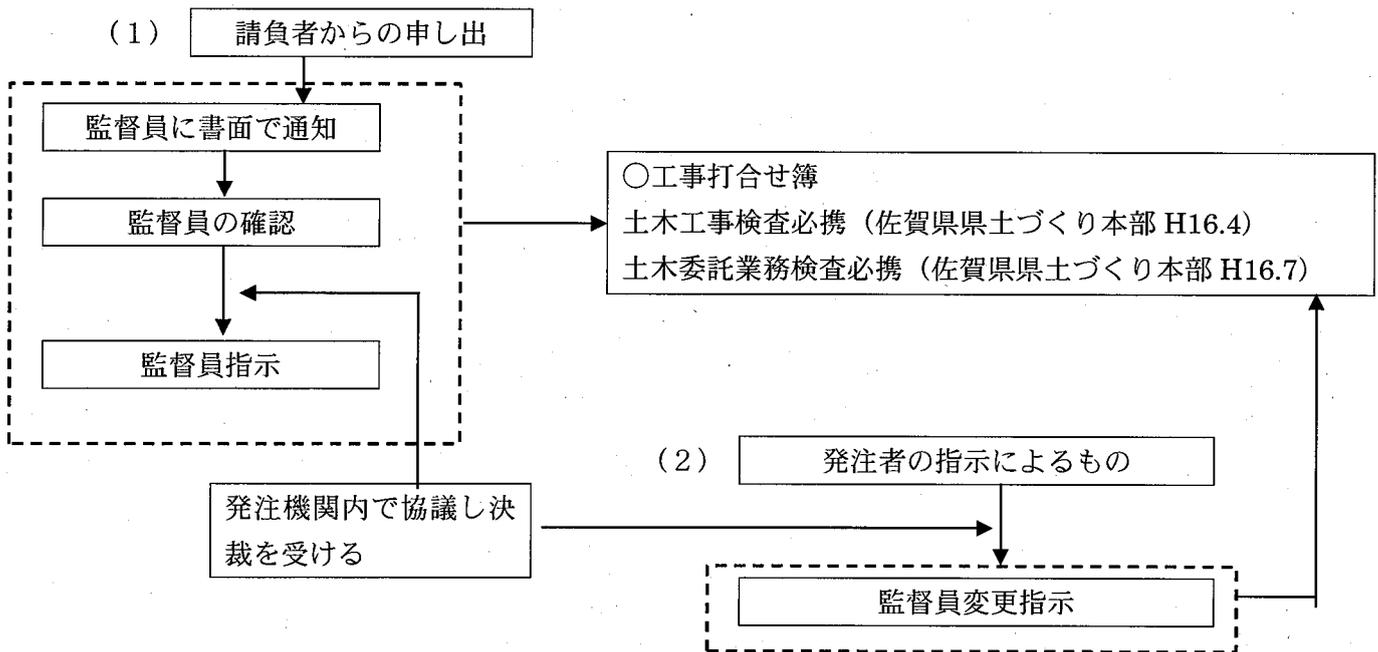
変更委託業務価格（B 1～B 3）は千円止め未満切り捨てとする。

設計変更のフローチャート（工事例）

[1] 契約約款上の変更対象事項と対象外事項



[2] 変更の申し出及び、発注者の指示（手順）



※業務委託においても上記フロー同様の申し出及び指示を行うこと。